政令附則第十二条第十六項第二号イ	特定居住用部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第十六項第二号ロ	特定居住用部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
	専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第十六項第三号イ	特定居住用部分以外の部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分以外の部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
	特定居住用部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第十六項第三号ロ	特定居住用部分以外の部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分以外の部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
	専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
	特定居住用部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第十六項第四号ロ	専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

附則第七条第十五項の表政令附則第十二条第十八項第三号の項中「附則第十二条第十八項第三号」を「附則第十二条第十九項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十九項第一号ロの項中「附則第十二条第十九項第二号イ」を「附則第十二条第二十一項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第二十一項第二号イの項中「附則第十二条第十九項第二号イ」を「附則第十二条第二十一項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第二十一項第二号ロの項中「附則第十二条第二十六項第二号」を「附則第十二条第二十七項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第二十七項の項中「附則第十二条第二号の項中「附則第十二条第三十三項第二号」を「附則第十二条第三十五項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十四項の項中「附則第十二条第三十六項」に改め、同表政令附則第十二条第三十六項第一号の項中「附則第十二条第三十八項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第三十七項第三号の項中「附則第十二条第三十七項第三号」を「附則第十二条第三十九項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第三十八項第一号ロの項中「附則第十二条第三十八項第一号ロ」を「附則第十二条第四十項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第三十八項第二号イの項中「附則第十二条第四十項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第三十八項第二号ロの項中「附則第十二条第三十八項第二号ロ」を「附則第十二条第四十項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十三項第二号の項中「附則第十二条第四十五項第二号」を「附則第十二条第四十四項」を「附則第十二条第四十六項」に改め、同表政令附則第十二条第四十五項第一号ハ」を「附則第十二条第四十七項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十五項第二号ロの項中「附則第十二条第四十五項第二号ロ」を「附則第十二条第四十七項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十五項第二号ハの項中「附則第十二条第四十七項第二号ハ」を「附則第十二条第四十八項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十六項第二号ロの項中「附則第十二条第四十八項第二号ロ」を「附則第十二条第四十六項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十八項第二号ハの項中「附則第十二条第四十六項第二号ハ」を「附則第十二条第四十八項第二号ハ」に改める。

附則第七条の二の次に次の一条を加える。

（政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の三　政令附則第十二条の四第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一　政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が同条第四項第一号イに規定する従前所有者等（次号及び次項において「従前所有者等」という。）から法附則第十六条の二第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合　その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二　政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この項及び次項において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合　同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2　政令附則第十二条の四第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一　政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合　その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積